

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第1号)	4
議案第 2号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につ いて	9
議案第 3号 矢板市市税条例等の一部改正について	10
委員長報告	13
閉 会.....	14

1 日 時

令和4年6月7日（火）午前9時56分～午前10時39分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高 瀬 由 子
副委員長 掛 下 法 示
委 員 藤 田 欽 哉 佐 貫 薫 小 林 勇 治
 宮 本 妙 子 石 井 侑 男 中 村 久 信

4 欠席委員

なし

5 説明員（18名）

(1) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(2) 総務課（4人）

①総務課長 高橋弘一

②行政担当 相馬香織

③財政担当 矢板 洋

④管財担当 船山幸男

(3) 税務課（4人）

①税務課長 丸谷久美子

②管理収納担当 清水ゆう子

③市民税担当 高久智卯

④資産税担当 荒浪弘和

(4) 社会福祉課（3人）

①社会福祉課長 沼野晋一

②社会福祉担当 橋本幸江

③生活福祉担当 田城宣宏

(5) 子ども課（3人）

①子ども課長 小野崎賢一

②子育て支援担当 吉田佐江子

③保育担当 松岡雄一

(6) 生活環境課（1人）

①生活環境課長 村上治良

(7) 市民課（2人）

①市民課長 星 哲也

②市民・年金担当 斎藤真由美

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記 主幹 矢板寿江 主査 佐藤晶昭

8 付議事件

議案第 1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第1号)

議案第 2号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第 3号 矢板市市税条例等の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 （9時56分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第3号までの3件である。

議案第 1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算(第1号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一） 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2・3ページにより説明。）

（詳細について「予算に関する説明書」4～11ページにより説明。）

歳入

15款1項1目 民生費国庫負担金

施設型等給付費負担金で、保育士等の処遇改善のため、3%程度の賃金引上げや保育施設等への補助に対する国の負担金。補助率は2分の1。負担率は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1。県の負担分は16款1項1目の民生費県負担金に計上し、市の負担分は、19款1項8目の財政調整基金繰入金に計上している。

15款2項2目 民生費国庫補助金

生活困窮者自立支援事業に対する補助金で、10分の10の補助率である。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ10万円を支給する事業に対する事業費補助金と事務費補助金で、これも10分の10の補助率である。

子ども・子育て支援交付金で、放課後児童支援員等の職員処遇改善のため、先

ほどの保育士等の処遇改善と同様に3%程度の賃金引き上げを行う。放課後児童クラブへの補助に対する国の補助金で、3分の1の補助率である。負担率は国・県・市それぞれ3分の1である。県の負担分は16款2項1目の民生費県補助金に計上し、市の負担分は19款1項8目の財政調整基金繰入金に計上している。

子育て世帯生活支援特別給付金で、ひとり親世帯分の事務費及び事業費、その他の世帯分の事務費及び事業費。低所得のひとり親世帯及び低所得の子育て世帯の児童一人当たり5万円を支給する事業に対する補助金で、10分の10の補助率である。

19款1項8目 財政調整基金繰入金

歳出

3款1項1目 社会福祉総務費

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業で、住民税非課税世帯及び家計急変世帯へ10万円を支給する事業。令和3年度分の住民税非課税世帯等を対象にしているが、令和4年度分の課税情報を活用し、非課税世帯へプッシュ型で給付を行う。また、令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税になる水準に相当する額以下である世帯も申請により給付を行う。なお、既に給付を受けた世帯については対象外となる。報酬、期末手当、嘱託員等社会保険料、費用弁償は会計年度任用職員1名分。時間外手当、管理職員特別勤務手当は職員分。印刷製本費は、確認書の発送用封筒及び返信用封筒等の印刷代。通信運搬費は、確認書の送料及び返信時の郵送料。手数料は、口座振込の手数料。委託料は、システム改修の費用。使用料及び賃借料は、プレハブの事務所借上料。扶助費は、1,000世帯分を見込む。

生活困窮者自立支援事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対し、社会福祉協議会による緊急小口資金等の特例貸付等によって支援を行ってきたが、影響が長期化し、再貸し付けが終了するなど、特例貸付

が利用できない世帯があるため、生活困窮世帯に対し、単身世帯で6万円、二人世帯で8万円、3人以上の世帯で10万円、これらを3か月支給する事業である。申請期間を6月末までとして実施しているが、国において8月末まで申請期間が延長されたことによる追加補正である。

報酬と嘱託員等社会保険料は、会計年度任用職員1名分。通信運搬費は、通知書の郵送料。扶助費は、単身世帯及び二人世帯は5世帯分、3人以上の世帯は3世帯分。

3款2項1目 児童福祉総務費

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務で、各ひとり親世帯分は児童扶養手当の受給世帯等、その他世帯分は令和4年度の住民税均等割が非課税世帯または令和4年1月以降、家計が急変し住民税均等割が非課税になる水準に相当する額以下である世帯に、児童1人当たり5万円を支給する事業の事務費分の経費である。報酬、費用弁償は、会計年度任用職員1名分。印刷製本費は、チラシ等の印刷代。通信運搬費は、通知等の発送際の郵送料。手数料は、口座振込の手数料。委託料は、システム改修の費用。

3款2項2目 児童措置費の施設型等給付費

保育士等の処遇改善のため、3%程度賃金の引上げを行う保育施設等への補助で、10施設に補助するものである。国の保育士等処遇改善臨時特例事業であり、令和4年9月までの措置となり、10月以降については、この施設型等給付費を算定する公定価格の見直しを行うことで、10月以降も継続されるものである。補助及び交付金と扶助費で上期分下期分としている。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、ひとり親世帯分及びその他世帯分については、児童1人当たり5万円を支給する経費である。ひとり親世帯分の扶助費は448人分、その他世帯分の扶助費は483人分。

3款2項4目 児童福祉施設費

学童保育館活動支援事業で、放課後児童支援員等の処遇改善のため、3%程度賃金の引上げを行う放課後児童クラブへの補助金である。補助及び交付金として2施設分を計上している。

給与費明細書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事業、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、生活困窮者の自立支援事業、これらに係る職員の時間外手当、管理職員の特別勤務手当、会計年度任用職員4名分の報酬及び手当。

説明は以上である。

- 委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。
- 佐貫委員 社会福祉総務費で、令和4年1月から世帯収入が急変した世帯についてはプル型でよいか。
- 社会福祉課長（沼野晋一）令和4年度の非課税世帯については、プッシュ型でこちらのほうから確認書を送る形となる。また、家計急変世帯については、申請をいただくという形をとる。
- 佐貫委員 家計急変世帯はプル型ということだが、プッシュ型もプル型もいつ頃に対象の御家族に支給されるのか、スケジュールを教えてください。
- 社会福祉課長 プッシュ型の非課税世帯については、システム改修を行い非課税世帯抽出後6月中には申請書を送りたいと考えており、申請書が届き次第審査を行い、2から3週間くらいで振込を予定している。プル型の家計急変世帯については、広報やホームページ、社会福祉協議会へのチラシ設置等で周知を行い、申請を受け、審査を行い、プッシュ型同様2から3週間くらいで振込を予定している。申請期限は9月末を予定している。
- 委員長 ほかに。
- 藤田委員 いろいろな給付金や交付金支援金等があるが、困っている人を助けるといふ意味合いの給付金であるので、スピーディーかつあまねく行き渡らせないとい

けない。事情を抱えている方は、なかなか連絡が取りづらいこともあるのかなという心配がある。そのような方に対して、市としてフォローするための考えは何かあるのか。

○社会福祉課長 プッシュ型の非課税世帯の方については、広報周知を行った上で直接御本人様に確認書を送付し、内容等をチェック後返送していただく。返信用封筒も添付することからも、プッシュ型の方については、これ以上のフォローはなかなか難しい部分がある。プル型の家計急変世帯の方については、市のほうでもなかなか見つけづらいというところもあるが、社会福祉協議会が窓口となっている生活保護になる前の自立支援の段階で相談に来た方については、社会福祉協議会にチラシを設置して案内する。相談に来られない方については、なかなか難しい部分があると課題として認識しているが、対応しきれていない状況である。

○委員長 ほかに。

○中村委員 大部分の内容は前の2人から出されたが、家計急変世帯の把握が困難だということで社会福祉協議会の話が出たが、例えばハローワークや民生委員児童委員との連携、子どもの様子の異変については学校や子ども課との連携等、既に連携されているかもしれないが、広く情報収集をすることが必要と考えられるがどうか。

○社会福祉課長 委員の言うとおり、いろいろな機関との連携をとって情報収集等もしており、これからも当然行っていく。今回の子どものいる家庭については、掛け金や融資制度もあり、子どもに対しても世帯としても支給ができるため、連携をとって行っていきたいと考えている。

○中村委員 ぜひお願いしたい。子どもが親の影響で生活に変化が出た場合、その変化を例えば学校や保育園で汲み取って生かして欲しい。親の急変が子供に影響が出る場合は多々あると思うところから、敏感に感じ取って欲しいと考えているのでお願いしたい。

○委員長 要望でよろしいか。

○中村委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

議案第 2号 矢板市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○市民課長(星哲也) 議案書2ページをお開き願う。

(「議案書」2ページを朗読、3～5ページにより説明。)

条文の朗読に変えて内容を説明する。

認可地縁団体が団体の印鑑を登録するには、登録申請書に登録しようとする認可地縁団体の印鑑を添えて申請することとなっている。この登録申請書に登録申請者の氏名の記入と、現行では氏名の横に申請者個人の実印の押印をいただいている。市はその印影の照合により、本人確認を行い、審査登録を行っている。

このたび、行政手続きにおける押印の見直しの一環として、この実印の押印を求めることを廃止するもので、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

具体的な改正内容につきましては、3 ページ中段からの新旧対照による改正案文のとおり、第3条、4 ページの第4条及び第8条、申請者個人の実印の押印に関する事項について削除しようとするものである。5 ページ、施行日は公布の日から施行する。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第 3号 矢板市市税条例等の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長(丸谷久美子) 議案書6ページをお開き願う。

(「議案書」6ページの朗読省略、7～31ページまでにより説明)

今回の改正は、令和4年度税制改正による地方税法の改正に伴い、4月1日過ぎに施行するものについて、市税条例の一部を改正するものである。

第18条の4の改正は、納税証明書の記載事項についての改正である。固定資産税

に係る登記所から市への通知事項として、登記所に対して、DV被害者等である旨の申出を行った登記名義人等の住所に代わる事項が追加されたことに伴い、住所に代わる事項の記載をした証明書の交付を含むとする改正である。

第33条の改正は、個人市民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置に伴う改正である。これまで所得税と市民税でそれぞれの申告書の記載により、異なる課税方式を選択することが可能だったものを、確定申告書の記載によってのみ適用させる措置に伴う改正である。

10 ページ、第34条の8は、先ほどの第33条の改正に伴う改正である。

11 ページからの第36条の改正は、公的年金等受給者の市民税の申告義務についての規定中、源泉控除対象配偶者についての規定の整備である。

13 ページ、第36条の3の2の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加するものである。

15 ページ、第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、特定配偶者及び退職手当等を有する控除対象扶養親族を有する者の提出義務と、記載事項に特定配偶者の氏名を追加するものである。

16 ページ、第73条の2、17 ページ、第73条の3の改正は、固定資産税課税台帳の閲覧や固定資産税課税台帳の記載事項証明の際に、第18条の4の改正と同様、登記所に対してDV被害者等である旨の申出を行った場合の住所に代わる事項の記載を含むとする改正である。

附則第4条の4の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和20年度まで、居住年を令和7年までとする改正である。

18 ページ、附則第8条の2の改正は、下水道除害施設に係るわがまち特例について特例割合を5分の4とする改正である

19 ページ、附則第14条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例についての規定で、第33条の改正と同様、所得税と市民税の課税方式の一致

に伴う改正である。

20 ページ、附則第 15 条の 2 の改正は、引用条項の削除に伴う規定の整備である。

21 ページ、附則第 18 条の 2 と、22 ページ、附則第 18 条の 3 の改正は、特例適用配当等と、条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例について、第 33 条と同様、所得税と市民税の課税方式の一致に伴う改正である。

25 ページ、附則第 23 条は、附則第 24 条の削除に伴う改正である。

26 ページ、附則第 24 条の削除は、附則第 4 条の 4 の 2 の改正により、住宅借入金等特別税額控除の適用が重複するため、削除するものである。

令和 3 年公布の矢板市市税条例の一部を改正する条例についての改正で 2 施行分の改正であり、施行期日経過措置については、29 ページからの附則に記載のとおりである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 今回の条例改正の施行前後で、具体的にどのような人が対象でどのように変わるのか、教えていただきたい。

○税務課長 全てについてということによろしいか。

○佐貫委員 多くのパターンがあるということであれば、主なものについて施行前後でどのような変化が生じるのかを教えていただきたい。

○税務課長 まず 7 ページ、第 18 条の 4 の改正では、これまで登記所から通知される事項は、登記される人の住所であったが、この改正により DV 被害者等の方については、申出があれば本来の住所ではなく住所に代わる事項を記載することができるという点である。

次に、第 33 条、第 34 条の 8、附則第 14 条の 3、附則 18 条の 2、附則 18 条の 3 の改正について、これまで特定配当等の所得等については、所得税と住民税で異なる課税方式、総合課税の方式や申告分離課税、申告不要等が、所得税と住民税でそれぞれ

れ別々に課税方式を申請することができたが、それが確定申告書で選択した申告課税方式がそのまま住民税の方で適用されるという点である。

次に、附則第4条の4の2の改正について、住宅借入金等特別税額控除についての改正は、これまで令和3年居住の方が対象であったものを、4年延長して、令和7年までの居住の方を対象とするという点である。

主なものは以上である。

○佐貫委員 全体論としては、各条例の内容に関わる対象の方々が、急に金額的な不利益を被るようなものではなく、知らないうちに税率が急に上がるというものではなく、手続き上の問題が変わるという認識でよいか。

○税務課長 手続きや適用についての改正の認識でよい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 0 : 3 9)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長